離職理由欄（⑦欄）の区分と項目の一覧

⑦欄の項目は、事業主が主張する離職理由を把握するために便宜上分けたもので、特定受給資格者などの判断基準とは異なります。離職理由の最終的な判定はハローワークが行います（手引き p.42）。

区分	番号	項目	持参する資料（手引きの例）
1 事業所の倒産等によるもの	1(1)	倒産手続開始、手形取引停止による離職	裁判所において倒産手続の申立てを受理したことを証明する書類など
1 事業所の倒産等によるもの	1(2)	事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職	解散の議決がなされた場合は、その議決が行われた議事録（写）など
2 定年によるもの	2	定年による離職	就業規則等
3 労働契約期間満了等によるもの	3(1)	採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職	労働契約書、雇入通知書、就業規則など
3 労働契約期間満了等によるもの	3(2)	労働契約期間満了による離職	労働契約書、雇入通知書、契約更新の通知書など
3 労働契約期間満了等によるもの	3(3)	早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職	制度の内容がわかる資料
3 労働契約期間満了等によるもの	3(4)	移籍出向	移籍出向の事実がわかる資料
4 事業主からの働きかけによるもの	4(1)	解雇（重責解雇を除く。）	解雇予告通知書、退職証明書、就業規則など
4 事業主からの働きかけによるもの	4(2)	重責解雇（労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇）	解雇予告通知書、退職証明書、就業規則など
4 事業主からの働きかけによるもの	4(3)	希望退職の募集又は退職勧奨	希望退職の募集に応じた場合は、希望退職募集要綱（写）、離職者の応募の事実が分かる資料
5 労働者の判断によるもの	5(1)①	労働条件に係る問題（賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等）があったと労働者が判断したため	労働契約書、給与明細書、賃金低下に関する通知書、口座振込日がわかる預金通帳、タイムカード（写）など
5 労働者の判断によるもの	5(1)②	事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動（故意の排斥、嫌がらせ等）を受けたと労働者が判断したため	特定個人を対象とする配置転換、給与体系等の変更の嫌がらせがあった場合は、配置転換の辞令（写）、労働契約書など
5 労働者の判断によるもの	5(1)③	妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題（休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱い）があったと労働者が判断したため	（手引きに例の記載なし）
5 労働者の判断によるもの	5(1)④	事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職	（手引きに例の記載なし）
5 労働者の判断によるもの	5(1)⑤	職種転換等に適応することが困難であったため	採用時の労働契約書、職種転換、配置転換又は転勤の辞令（写）など
5 労働者の判断によるもの	5(1)⑥	事業所移転により通勤困難となった（なる）ため	事業所移転の通知、事業所の移転先が分かる資料及び離職者の通勤経路にかかる時刻表など
5 労働者の判断によるもの	5(2)	労働者の個人的な事情による離職（一身上の都合、転職希望等）	退職願（写）等その内容が確認できる資料
6 その他（1－5のいずれにも該当しない場合）	6	上記1～5のいずれにも該当しない理由による離職	その内容が確認できる資料

離職票-2の⑦欄の右端には「※離職区分」の欄があり、1Aから5Eまでの記号が並んでいます。この欄はハローワークが記入する欄で、記号ごとの意味は今回読んだ資料には書かれていません（離職票-2の記入例）。

出典：雇用保険事務手続きの手引き【第2編】被保険者資格の取得・喪失編（令和8年8月版）の手引き p.42～44（離職理由欄（⑦欄）の各項目の内容について）（2026-11-13に確認）。自分の場合にどう書くか、どの離職理由に当たるかは、事業所を管轄するハローワーク（離職した人は住居地を管轄するハローワーク）か社会保険労務士に確かめてください。離職理由はハローワークが判定します。